新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後

改 正 前

別冊

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第2編 酒税法関係

第2条 酒類の定義及び種類

第1項関係

4 アルコール含有菓子類等の取扱い

アルコール含有菓子類等(アルコールを含有する菓子類及びアイスクリーム類並びにその他の食品をいう。)であっても、融解又は溶解により飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。ただし、次に掲げる事項の全てを満たすものについては、強いて酒類には該当しないものとして取り扱う。

- (1) 一般に飲用に供されるものではないと認知されているもの
- (2) 実態として、通常飲料として供されるものとは認め られないもの
- (3) 製品の形状を維持することを目的とした製造行為が 行われるもの又は食品添加物等が使用されるもので、 氷菓以外のもの
 - (注) 1 菓子類とは、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第1(第2条関係)10に規定する菓子類をいい、例えば、洋生菓子、チョコレート類、冷菓(氷菓を含む。)等をいう。
 - 2 アイスクリーム類とは、食品衛生法(昭和 22年法律第233号)の規定に基づき制定された 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭 和26年厚生省令第52号)第2条第20項に規定 するアイスクリーム類をいう。
- 5 「アルコール」の定義

(省略)

<u>6</u> 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコール の取扱い

(省略)

<u>7</u> 「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」の意義

別冊

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第2編 酒税法関係

第2条 酒類の定義及び種類

第1項関係

(新設)

<u>4</u> 「アルコール」の定義

(同左)

<u>5</u> 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコール の取扱い

(同左)

<u>6</u> 「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」の意義

改 正 前

(省略)

第3条 その他の用語の定義 (共通事項)

5 酒類の原料物品等の定義

法、令及び規則に規定する「ぶどう糖」、「水あめ」、「有機酸」、「有機酸の塩類」、「アミノ酸」、「アミノ酸の塩類」、「糖類」、「でん粉質物」、「でん粉質物分解物」、「たんぱく質物分解物」、「無機酸」、「無機塩類」、「色素」、「粘ちよう剤」、「核酸分解物」、「核酸分解物の塩類」、「アルコール含有物」、「含糖質物」、「香味料」、「転化糖」又は「果糖」とは、それぞれ次に定めるところによる。

なお、これらの物品が化学的合成品である場合には、 その使用に当たって食品衛生法の適用を受けることに 留意する。

(1)~(22) (省略)

(リキュールの定義)

3 吸光度

- (1) (省略)
- (2) 当該数値の測定方法は、具体的には次によるのであるから留意する。

[測定方法]

日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)に定める吸光光度分析通則に従い、検体について、10ミリメートル長のセルを用いて、波長430ナノメートルにおける吸光度を光電光度計又は分光光度計により測定した結果をいう。

第9条 酒類の販売業免許

第1項関係

17 自動販売機による酒類小売業免許の取扱い

自動販売機のみによって酒類を小売しようとする場合は、20歳未満の者の飲酒防止及び交通事故防止の観点から、原則として酒類小売業免許を付与等しない。

第10条 製造免許等の要件

(同左)

第3条 その他の用語の定義

(共通事項)

5 酒類の原料物品等の定義

法、令及び規則に規定する「ぶどう糖」、「水あめ」、「有機酸」、「有機酸の塩類」、「アミノ酸」、「アミノ酸の塩類」、「糖類」、「でん粉質物」、「でん粉質物分解物」、「たんぱく質物」、「たんぱく質物分解物」、「無機酸」、「無機塩類」、「色素」、「粘ちょう剤」、「核酸分解物」、「核酸分解物の塩類」、「アルコール含有物」、「含糖質物」、「香味料」、「転化糖」又は「果糖」とは、それぞれ次に定めるところによる。

なお、これらの物品が化学的合成品である場合には、 その使用に当たって食品衛生法<u>(昭和22年法律第233</u> 号)の適用を受けることに留意する。

(1)~(22) (同左)

(リキュールの定義)

3 吸光度

- (1) (同左)
- (2) 当該数値の測定方法は、具体的には次によるのであるから留意する。

[測定方法]

日本工業規格 (工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 17 条第 1 項に規定する日本工業規格をいう。) に定める吸光光度分析通則に従い、検体について、10 ミリメートル長のセルを用いて、波長 430 ナノメートルにおける吸光度を光電光度計又は分光光度計により測定した結果をいう。

第9条 酒類の販売業免許

第1項関係

17 自動販売機による酒類小売業免許の取扱い

自動販売機のみによって酒類を小売しようとする場合は、<u>未成年者</u>飲酒防止及び交通事故防止の観点から、原則として酒類小売業免許を付与等しない。

第10条 製造免許等の要件

改 正 前

第10号関係

1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義

法第10条第10号《製造免許等の要件》に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者等において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。

なお、申請者等が<u>破産手続開始の決定を受けて</u>復権を 得ていない場合のほか、申請者等(申請者等が法人のと きはその役員(代表権を有する者に限る。)又は主たる 出資者を含む。)が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該 当する場合又は申請者等が次の2から10に掲げる要件を 充足していない場合には、申請者等において、「経営の 基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものと して取り扱う。

(注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときは その役員(代表権を有する者に限る。)又は主た る出資者をいう。

(1)~(8) (省略)

4 通信販売酒類小売業免許についての取扱い

- (1) (省略)
- (2) 申請者等は、酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の消費者保護関係規定に準拠し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」(平成元年11月国税庁告示第9号)を満たし、又はこの定めを満たすことが確実であると見込まれる。
- (3) 申請者等は、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められる。
 - (注) 酒類購入者の年齢確認に関する手段について審査を行うとともに、必要に応じて、組合法第86条の6《酒類の表示の基準》に基づく「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に定める酒類の通信販売における表示等に関する助言を行う。

第10号関係

1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義

法第10条第10号《製造免許等の要件》に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者等において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。

なお、申請者等が<u>破産者で</u>復権を得ていない場合のほか、申請者等(申請者等が法人のときはその役員(代表権を有する者に限る。)又は主たる出資者を含む。)が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合又は申請者等が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者等において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。

(注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときは その役員(代表権を有する者に限る。)又は主た る出資者をいう。

(1)~(8) (同左)

4 通信販売酒類小売業免許についての取扱い

- (1) (同左)
- (2) 申請者等は、酒類の通信販売を行うための所要資金 等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律(昭和 51年法律第57号)の消費者保護関係規定に準拠し、「<u>未</u> 成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又は この定めを満たすことが確実であると見込まれる。
- (3) 申請者等は、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められる。
 - (注) 酒類購入者の年齢確認に関する手段について審査を行うとともに、必要に応じて、組合法第86条の6《酒類の表示の基準》に基づく「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」<u>(平成元年11月22日付国税庁告示第9号)</u>に定める酒類の通信販売における表示等に関する助言を行う。

第11号関係

4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件

通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の 範囲が次の場合には免許を付与等する。

- (1) (省略)
- (2) 輸入酒類
 - (注) 1 (省略)
 - 2 (省略)
 - 3 通信販売により販売できる酒類かどうかに ついては、通信販売を予定している<u>酒類の</u>製 造者の発行する証明書(通信販売の対象とな る酒類であることの証明書をいう。)(上記 (1)のロの酒類については製造委託契約書・同 計画書等)を申請書に添付させ確認する。
 - 4 (省略)

第12号関係

2 設備要件

酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている又は十分に備えられることが確実であるとともに、工場立地法(昭和34年法律第24号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実である。

(注) 酒類の製造免許を付与する場合にあっては、酒 類容器のリサイクリングの推進の趣旨の徹底を図 りその理解を得て製造免許を付与する。

第11条 製造免許等の条件

第1項関係

3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があ ると認められる場合に限り付ける。

- (1)・(2) (省略)
- (3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な条件は、次のとおりとする。

イ (省略)

口 通信販売酒類小売業免許

改正前

第11号関係

4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件

通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の 範囲が次の場合には免許を付与等する。

- (1) (同左)
- (2) 輸入酒類
 - (注) 1 (同左)
 - 2 (同左)
 - 3 通信販売により販売できる酒類かどうかに ついては、通信販売を予定している製造者の 発行する証明書(通信販売の対象となる酒類 であることの証明書をいう。) (上記(1)のロ の酒類については製造委託契約書・同計画書 等)を申請書に添付させ確認する。
 - 4 (同左)

第12号関係

2 設備要件

酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が 十分に備わっている又は十分に備えられることが確実 であるとともに、工場立地法(昭和34年法律第24号)、 下水道法(昭和33年法律第79号)、水質汚濁防止法(昭 和45年法律第138号)、食品衛生法(昭和22年法律第233 号)等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条 例に抵触していない又は抵触しないことが確実であ る。

(注) 酒類の製造免許を付与する場合にあっては、酒 類容器のリサイクリングの推進の趣旨の徹底を図 りその理解を得て製造免許を付与する。

第11条 製造免許等の条件

第1項関係

3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があ ると認められる場合に限り付ける。

- (1) (2) (同左)
- (3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な条件は、次のとおりとする。

イ (同左)

口 通信販売酒類小売業免許

- (4) (省略)
- (1) 酒類の販売方法については、

「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等(インターネット等によるものを含む。)を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。」旨

ハ~ル (省略)

第14条 酒類の販売業免許の取消し

1 酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金刑に処せられた場合の酒類の販売業免許の取扱い

酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に違反し20歳未満の者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第14条第2号による酒類の販売業免許の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度(酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。)、及び当該販売業免許を取り消した場合における当該地域の消費者への影響等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。

なお、法第12条第2号<u>《酒類の製造免許の取消し》</u>(法 第13条において準用する場合を含む。)による製造免許 の取消しについても同様とする。

第28条の3 未納税引取

第6項関係

1 欠減等に対する取扱い

未納税引取承認書の内容と未納税引取証明書の内容と が異なる場合の取扱いは、第28条第1項関係の<u>13〈</u>欠減 等に対する取扱い<u>〉</u>の取扱いに準ずる。

第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額 の申告

第1項、第2項及び第3項関係

10 (省略)

改正前

- (引) (同左)
- (1) 酒類の販売方法については、

「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等(インターネット等によるものを含む。)を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。」旨

ハ~ル (同左)

第14条 酒類の販売業免許の取消し

1 酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金刑に処せられた場合の酒類の販売業免許の取扱い

酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に違反し未成年者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第14条第2号による酒類の販売業免許の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度(酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。)、及び当該販売業免許を取り消した場合における当該地域の消費者への影響等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。

なお、法第12条<u>《酒類の製造免許の取消し》</u>第2号(法第13条において準用する場合を含む。)による製造免許の取消しについても同様とする。

第28条の3 未納税引取

第6項関係

1 欠減等に対する取扱い

未納税引取承認書の内容と未納税引取証明書の内容と が異なる場合の取扱いは、第28条第1項関係の14《欠減 等に対する取扱い》の取扱いに準ずる。

第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額 の申告

第1項、第2項及び第3項関係

10 (同左)

	改 』	三 後					改 1	E 前		
型式		入味線		備考	Ŧ	型式		入味線		備考
	<u>産業規格</u> S2350 容量 まガラス製びん(壜)付					·	工業規格 S2350 容量 ガラス製びん(壜)付			
属書 B					ļ	属書 B				
名称	容量(m ι)	入味から外	空積深		2	名称	容量(m ι)	入味から外	空積深	
		底部(mm)	(mm)					底部(mm)	(mm)	
(以下略	;)					(以下略)				

第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止 第2項関係

2 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い

法第44条第2項《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》 の規定により、酒母又はもろみの製造者が酒母等を処 分し、又はその製造場から移出しようとする場合の承 認は、次による。

(1) 酒母等の製造者から製造者又は酒母等の製造者の 酵母譲受けの便に資するため、酵母をあらかじめ、 当該酒母等の製造者の支店・出張所又は醸造用品商 に移出蔵置したい旨の酒母の移出承認申請があった 場合には、移出先を所轄する税務署長と協議の上、 所轄税務署長が酒税の保全又は取締り上特に支障が ないと認めたときは、次の事項を遵守する範囲にお いて、承認を与えても差し支えない。

(削除)

イ (省略)

口 (省略)

ハ (省略)

- (2) 残しビール等をビール若しくは発泡酒の製造に 使用する場合又は乾燥酵母等の製造に使用する場合 には、酒母として受払の事実が適正に記帳されてお り、かつ、所轄税務署長が酒税の取締り上支障がな いと認めたときは、法第44条第2項第1号《原料用 酒類及び酒母等の処分禁止》の規定に該当するもの として処分又は移出の承認は要しないことに取り扱
- (3) ビール又は発泡酒の製造者から、残しビール等を 医薬品、飼料等の原料として移出(売却)したい旨 の酒母の移出承認申請があった場合には、所轄税務

第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止 第2項関係

2 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い

法第44条第2項《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》 の規定により、酒母又はもろみの製造者が酒母又はも ろみを処分し、又はその製造場から移出しようとする 場合の承認は、次による。

- (1) 酒母等の製造者から製造者又は酒母等の製造者の 酵母譲受けの便に資するため、酵母をあらかじめ、 当該酒母等の製造者の支店・出張所又は醸造用品商 に移出蔵置したい旨の酒母の移出承認申請があった 場合には、移出先を所轄する税務署長と協議の上、 所轄税務署長が酒税の保全又は取締り上特に支障が ないと認めたときに限り、次の事項を遵守する範囲 において、第50条第1項関係の1〈承認の取扱い〉 <u>に準じ、</u>承認を与えても差し支えない。
 - イ 承認を受けようとする期間は、毎年4月1日か ら翌年3月31日までの期間とする。

口 (同左)

<u>ハ</u> (同左)

ニ (同左)

- (2) 残しビール等をビール若しくは発泡酒の製造に 使用する場合又は乾燥酵母等の製造に使用する場合 には、酒母として受払の事実が適正に記帳されてお り、かつ、所轄税務署長が酒税の取締り上支障がな いと認めたときに限り、法第44条《原料用酒類及び 酒母等の処分禁止》第2項第1号の規定に該当する ものとして処分又は移出の承認は要しないことに取 り扱う。
- (3) ビール又は発泡酒の製造者から、残しビール等を 医薬品、飼料等の原料として移出(売却)したい旨 の酒母の移出承認申請があった場合には、所轄税務

署長が酒税の保全又は取締り上特に支障がないと認めたときは、承認を与えても差し支えない。

- (4) 酒類等の製造者から、酒母等を酒類以外のものの原料として使用するため処分したい旨の承認申請があった場合には、酒母等に酒類として飲用することができない処置(以下「不可飲処置」という。)を命じた上で、承認を与えても差し支えない。
- (5) (1)、(3)又は(4)に掲げる承認事項について、酒母又はもろみの処分又は移出承認申請があった場合には、法第50条第1項関係の1〈承認の取扱い〉に準じ、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内で承認を与えても差し支えない。

(6) (省略)

(7) (省略)

第3項関係

1 不可飲処置を命ずる場合の取扱い

(1) 法第44条第3項の規定により、<u>酒母等に不可飲処置</u> を施すべき旨を命ずる場合には、次表により処置させ ることとする。

区分	第 1 方	第 2 方	第 3 方	第 4 方
	法	法	法	法
加える物品	種酢又 は 酢 (100分 中3.5% (W/V) 以上の 酸量分 のもの)	酢酸(日本薬局 方のもの)	氷 酢 酸 (日本薬 局 方 の もの)	白塩(純 度 93 % 以上の もの)
酒 アー が 10 度 の に る 1 kl 当	250 ℓ以上	34 ℓ以上	10 ℓ以上	15 kg 以 上

改正前

署長が酒税の保全又は取締り上特に支障がないと認めたときに限り、第50条第1項関係の1〈承認の取扱い〉に準じ、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内で承認を与えても差し支えない。
(新設)

(新設)

(4) (同左)

(5) (同左)

第3項関係

1 不可飲処置を命ずる場合の取扱い

法第44条第3項の規定により、<u>酒母又はもろみに酒類として飲用することができない処置(以下「不可飲処置」という。)</u>を施すべき旨を命ずる場合には、次表により処置させることとする。

区分	第1方	第 2 方	第 3 方	第 4 方
	法	法	法	法
加える物品	種酢又 は 酢 (100分 中3.5% (W/V) 以上の 酸量分 のもの)	酢酸(日本薬局 方のもの)	氷 酢 酸 (日本薬 局 方 の もの)	白塩(純 度 93 % 以上の もの)
酒 ア ー が 以 場 お 1 kl 当	250 ℓ以上	34 ℓ 以上	10 ℓ以上	15 kg 以 上

	改	正	後	
た加数酒アーが以場のコ分度のに	酒アーが以なりなりない。	正 34 ℓ × (アルコ ール分 /10)	10 ℓ × (アルコ	15 kg × (アルコ ール分 /10)
おける 1 kl 当 たりに 加える 数量	う 水 後 を する。			

※ W/V:Weight/Volume; 重量/容量比

(2) (1)に掲げる物品以外の物品を加えることで明らかに 飲用することができず、かつ、酒類への不可逆性が認 められるものについては、国税局長に上申の上、その 指示により処置させて差し支えない。

なお、当該指示に基づき処置させたものを移出する場合は、移入者に受払事績(受払年月日、数量、処分方法等)を記帳させ、提出させる等して、移出者は、移入者を十分管理監督するよう指導することとする。

(注) 不可逆性とは、不可飲処置により加えた物品 が加工等により容易に除去できず、不可飲処置 前の状態(酒類)に戻すことができないことを 指す。

第46条 記帳義務

第1項関係

3 酒類製造者等の記帳事項

酒類製造者及び酒母又はもろみの製造者が、製造、 貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、 次のとおり。

なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。

 $(1)\sim(7)-1$ (省略)

(7)-2 試験等関係

イ~へ (省略)

	改	正	前		
たりに 加える					
数量					
酒類の	酒類の				
アルコ	アルコ				
ール分	ール分	34 ℓ ×	10 ℓ ×	15 kg ×	
が 10 度	が 10 度	(アルコ	(アルコ	(アルコ	
以上の	以下と	ール分			
場合に	なるよ	/10)	/10)	/10)	
おける	うに加				
1 kℓ 当	水した				
たりに	後上記				
加える	を適用				
数量	する。				

※ W/V:Weight/Volume; 重量/容量比

第46条 記帳義務

第1項関係

3 酒類製造者等の記帳事項

酒類製造者及び酒母又はもろみの製造者が、製造、 貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、 次のとおり。

なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。

 $(1)\sim(7)-1$ (同左)

(7)-2 試験等関係

イ~へ (同左)

ト 食品衛生法、医薬品医療機器等法、食品表示法 又は通則法第74条の4第2項《当該職員の酒税に 関する調査等に係る質問検査権》の規定により、 酒類、酒母、もろみ又はこうじを収去又は採取さ れた場合は、当該収去又は採取の年月日、数量及 び理由並びに収去又は採取した者の所属及び氏名

(7)-3 (省略)

第50条 承認を受ける義務

第1項関係

1 承認の取扱い

製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を 行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次 表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がな いと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内 において、承認を与えることとして差し支えない。

- (1) 清酒又は単式蒸留焼酎 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間
- (2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

表

法条項	承認事項
法50-1-1	法第3条第7号口に規定する清酒を製
	造する場合の承認
法50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をス
	ピリッツの製造の原料に供しようとす
	る場合の承認
法50-1-6	<u>酒類に不可飲処置を施す場合の承認</u>
令56-2-1	砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は
	砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和
	する場合の承認
規則16-0-	連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混
1	和する場合の承認(砂糖等を加えた焼酎
	と砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混
	和する場合を除く。)

ト 食品衛生法、医薬品医療機器等法、食品表示法 (平成25年法律第70号) 又は通則法第74条の4第 2項《当該職員の酒税に関する調査等に係る質問 検査権》の規定により、酒類、酒母、もろみ又は こうじを収去又は採取された場合は、当該収去又 は採取の年月日、数量及び理由並びに収去又は採

正

前

改

(7)-3 (同左)

第50条 承認を受ける義務

取した者の所属及び氏名

第1項関係

1 承認の取扱い

製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を 行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次 表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がな いと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内 において、承認を与えることとして差し支えない。

- (1) 清酒又は単式蒸留焼酎 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間
- (2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

表

<u> </u>	
法条項	承認事項
法50-1-1	法第3条第7号口に規定する清酒を製
	造する場合の承認
法50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をス
	ピリッツの製造の原料に供しようとす
	る場合の承認
(新設)	_(新設)_
令56-2-1	砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は
	砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和
	する場合の承認
規則16-0-	連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混
1	和する場合の承認(砂糖等を加えた焼酎
	と砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混
	和する場合を除く。)

	改 正 後	改 正 前
令56-3	砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の	令56-3 砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の
令56-3	承認 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出す る場合の承認	承認 令56-3 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出す る場合の承認
規則17-0-		規則 17-0- ウイスキー又はブランデー類似スピリ 1 ッツを製造する場合の承認
規則17-0-	砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認	規則17-0- 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯 2 蔵する場合の承認

7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造 の原料に供しようとする場合の承認の取扱い

酒類製造者が法第50条第1項第4号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒(以下「ウイスキー原酒等」という。)をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。

(1) (省略)

(2) 着色度

製造後のスピリッツを移出するに際して、当該酒類について<u>日本産業規格</u>に定める吸光光度分析通則に従い、430ナノメートル(nm)及び480ナノメートル(nm)の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも0.19以下となるもの。

(3)・(4) (省略)

11 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い

法第50条第1項第6号<u>《承認を受ける義務》</u>に規定する製造者が製造場にある酒類に不可飲処置を施す場合の承認は、第44条第3項関係<u>〈</u>不可飲処置を命ずる場合の取扱い〉に定める処置基準に準じて行う場合に与える。

7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造 の原料に供しようとする場合の承認の取扱い

酒類製造者が法第50条第1項第4号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒(以下「ウイスキー原酒等」という。)をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。

(1) (同左)

(2) 着色度

製造後のスピリッツを移出するに際して、当該酒類について<u>日本工業規格</u>に定める吸光光度分析通則に従い、430ナノメートル(nm)及び480ナノメートル(nm)の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも0.19以下となるもの。

(3)・(4) (同左)

11 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い

法第50条第1項第6号に規定する製造者が製造場にある酒類に不可飲処置を施す場合の承認は、<u>やむを得ない事情があると認められるときで、かつ、</u>第44条第3項関係<u>《</u>不可飲処置を命ずる場合の取扱い<u>》</u>に定める処置基準に準じて行う場合に限り与える。

13 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い

令第56条第3項後段《承認を受ける義務》に規定する 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認は、 当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支 障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の (1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り 与える。

(注) 同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。

(1) 着色度

貯蔵後の焼酎等を移出する際にして、当該酒類について<u>日本産業規格</u>に定める吸光光度分析通則に従い、430ナノメートル (nm)及び480ナノメートル (nm)の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも0.080以下となるもの。

(2) • (3) (省略)

第3編 租税特別措置法関係 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係

1 「初めて製造免許を受けた者」の意義

(1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成30年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。

なお、次に掲げる者については、それぞれに定める ビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造 免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。

イ~ニ (省略)

13 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い

令第56条第3項後段《承認を受ける義務》に規定する 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認は、 当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支 障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の (1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り 与える。

(注) 同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。

(1) 着色度

貯蔵後の焼酎等を移出する際にして、当該酒類について<u>日本工業規格</u>に定める吸光光度分析通則に従い、430ナノメートル (nm)及び480ナノメートル (nm)の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも0.080以下となるもの。

(2) (3) (同左)

第3編 租税特別措置法関係 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係

1 「初めて製造免許を受けた者」の意義

(1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成30年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。なお、次に掲げる者については、それぞれに定める

ビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造 免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。

イ~ニ (同左)

- (2) 平成30年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条第1項《製造又は販売業の廃止》による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条第4項《酒類の製造免許》の規定により付された期限の満了後、改めて平成30年4月1日から合和3年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成30年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。
- 4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の 特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過 する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日と なるのであるから留意する。

(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)

免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間
平成30年4月1日に免許	平成30年4月分から <u>令和</u>
を受けた場合	<u>5年</u> 4月分まで
令和3年3月31日に免許	令和3年3月分から令和
を受けた場合	<u>8年</u> 3月分まで

第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係 第81条 差額課税

第1項関係

- 3 携帯品等の差額課税の適用除外の取扱い
 - (1) 携帯品

沖特令第88条第1項<u>《差額課税の適用除外等》</u>に 規定する「携帯品として通常、かつ、相当量の物品」 とは、旅客ごとに合計数量が5リットルまでのもの で、旅客が別送するものを含む。ただし、<u>20歳未満</u> の者の携帯品については、同項を適用しない。

(2) (省略)

第8編 酒類行政法令関係

第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の5 酒類の品目等の表示義務

1 総則

改 正 前

- (2) 平成30年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条第1項《製造又は販売業の廃止》による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条第4項《酒類の製造免許》の規定により付された期限の満了後、改めて平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成30年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。
- 4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義

措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。

(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)

免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間
平成30年4月1日に免許	平成30年4月分から <u>平成</u>
を受けた場合	35年4月分まで
<u>平成33年</u> 3月31日に免許	<u>平成33年</u> 3月分から <u>平成</u>
を受けた場合	38年3月分まで

第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係 第81条 差額課税

第1項関係

- 3 携帯品等の差額課税の適用除外の取扱い
 - (1) 携帯品

沖特令第88条<u>《差額課税の適用除外等》</u>第1項に 規定する「携帯品として通常、かつ、相当量の物品」 とは、旅客ごとに合計数量が5リットルまでのもの で、旅客が別送するものを含む。ただし、<u>未成年者</u> の携帯品については、同項を適用しない。

(2) (同左)

第8編 酒類行政法令関係

第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の5 酒類の品目等の表示義務

1 総則

(1)~(3) (省略)

(4) 文字の種別等

表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、 種別は次のとおりとする。

イ・ロ (省略)

ハ 表示に用いる文字の大きさ (ポイント) は、<u>日本</u> <u>産業規格</u> Z 8305 (1962) に規定する文字の大きさとす る。

(5)・(6) (省略)

2 酒類の容器に対する品目の表示の取扱い

酒類の品目の表示は、次のとおりとする。

- (1) (2) (省略)
- (3) 表示する文字の大きさ

イ 原則

「酒類の品目」の文字の大きさは、内容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

なお、内容量が100mℓ以下の酒類については、 適宜の大きさの文字によることとしても差し支え ない。

(注) 別途、食品表示基準第8条第9号の規定では、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって表示すべき事項を蓋(その面積が30平方センチメートル以下のものに限る。)に表示するものにあっては、5.5ポイントの活字以上の大きさとすることができることとされていることに留意する。

文字の数	2	3	4以上
活字の大きさ	ポイン	ポイン	ポイン
内容量別	٢	٢	١
3.6ℓ超	42ポイ	26ポイ	26ポイ
	ント	ント	ント
1.8ℓ超	26ポイ	22ポイ	16ポイ
3.6ℓ以下	ント	ント	ント
1 ℓ 超	22ポイ	16ポイ	14ポイ
1.8ℓ以下	ント	ント	ント

改 正 前

(1)~(3) (同左)

(4) 文字の種別等

表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、 種別は次のとおりとする。

イ・ロ (同左)

ハ 表示に用いる文字の大きさ(ポイント)は、<u>日本</u> 工業規格 Z 8305 (1962) に規定する文字の大きさとす る。

(5)・(6) (同左)

2 酒類の容器に対する品目の表示の取扱い

酒類の品目の表示は、次のとおりとする。

- (1) (2) (同左)
- (3) 表示する文字の大きさ

イ 原則

「酒類の品目」の文字の大きさは、内容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

なお、内容量が100mℓ以下の酒類については、 適宜の大きさの文字によることとしても差し支え ない。

(注) 別途、食品表示基準 (平成27年内閣府令第 10号) 第8条第9号の規定では、表示可能面 積がおおむね150平方センチメートル以下の もの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品 であって表示すべき事項を蓋(その面積が30 平方センチメートル以下のものに限る。)に 表示するものにあっては、5.5ポイントの活字 以上の大きさとすることができることとされ ていることに留意する。

文字の数	2	3	4以上
活字の大きさ	ポイン	ポイン	ポイン
内容量別	٢	٢	٢
3.6ℓ超	42ポイ	26ポイ	26ポイ
	ント	ント	ント
1.8ℓ超	26ポイ	22ポイ	16ポイ
3.6ℓ以下	ント	ント	ント
1 ℓ 超	22ポイ	16ポイ	14ポイ
1.8ℓ以下	ント	ント	ント

改 正 後					改 正 前				
	360mℓ超	16ポイ	14ポイ	10.5ポ		360mℓ超	16ポイ	14ポイ	10.5ポ
	1ℓ以下	ント	ント	イント		1 ℓ以下	ント	ント	イント
	360mℓ以	14ポイ	10.5ポ	7. 5ポイ		360mℓ以	14ポイ	10.5ポ	7. 5ポイ
	下	ント	イント	ント		下	ント	イント	ント

口 (省略)

(4) (省略)

3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示

- (1) (省略)
- (2) アルコール分

イ・ロ (省略)

- ハ 輸入酒類について、容器のラベルに輸出国で表示されたアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分はラベル(表ラベル又は裏ラベル)に記載」の旨の表示をすること。
 - (注) 当該取扱いが認められるのは、次に掲げる要件を満たす場合であるから留意する。
 - 1 アルコール分の適用範囲が、上記<u>(2)</u>の 本文又はロに該当する場合

2 (省略)

(3)・(4) (省略)

6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認 の取扱い

- (1) (省略)
- (2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項 組合令第8条の3第6項《表示事項》に規定する 「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、 次のとおりとする。
 - イ 組合法、組合令又は組合規則(「酒税法施行規 則第3条の2に規定する国税庁長官が指定する物 品」(平成18年4月国税庁告示第10号)を含む。) の改正により表示義務事項が削除又は変更された 場合において、改正前の表示義務事項

なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類に ついて表示義務事項の一部を表示する必要がなく なったとき及び表示義務事項に異動を生じたとき は、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱 う。 口 (同左)

(4) (同左)

3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示

- (1) (同左)
- (2) アルコール分

イ・ロ (同左)

- ハ 輸入酒類について、容器のラベルに輸出国で表示されたアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分はラベル (表ラベル又は裏ラベル)に記載」の旨の表示をすること。
 - (注) 当該取扱いが認められるのは、次に掲げる要件を満たす場合であるから留意する。
 - 1 アルコール分の適用範囲が、上記<u>(1)</u>の 本文又はロに該当する場合
 - 2 (同左)

(3) • (4) (同左)

6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認 の取扱い

- (1) (同左)
- (2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項 組合令第8条の3第6項《表示事項》に規定する 「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、 次のとおりとする。
 - イ 組合法、組合令又は組合規則(「酒税法施行規 則第3条の2に規定する国税庁長官が指定する物 品」(平成18年4月国税庁告示第10号)を含む。 以下口において同じ。)の改正により表示義務事 項が削除又は変更された場合において、改正前の 表示義務事項

なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱

う。

口 (同左)

口 (省略)

第86条の6 酒類の表示の基準

2 清酒の製法品質表示基準の取扱い

清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号。以下この2において「表示基準」という。) の取扱いは、次による。

(1) • (2) (省略)

(3) 記載事項の表示

イ 表示基準3の(1)「原材料名」について

(4)~(二) (省略)

(ホ) 精米歩合の表示については、「精米歩合」の文字の後に続けて使用した白米の精米歩合を 1%未満の端数を切り捨てた数値 (精米歩合が 1%未満のものにあっては、「1%未満」の文字)により表示するものとし、精米歩合の異なる複数の白米を使用した場合には、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。この場合において、使用した白米の区分(酒母米、こうじ米、かけ米等の区分をいう。)ごとに精米歩合を表示する場合には、その区分ごとに、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。

(表示例)

1 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70% のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒 の場合

「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% かけ米70%」

2 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70% のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒 と精米歩合63%のこうじ米と精米歩合68% のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒 を混和した場合

「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こ うじ米65% かけ米70%」

口~ホ (省略)

(4) • (5) (省略)

4 酒類における有機の表示基準の取扱い等

第86条の6 酒類の表示の基準

2 清酒の製法品質表示基準の取扱い

改

正

前

清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号。以下この2において「表示基準」という。) の取扱いは、次による。

(1) • (2) (同左)

(3) 記載事項の表示

イ 表示基準3の(1)「原材料名」について

(イ)~に) (同左)

(#) 精米歩合の表示については、「精米歩合」 の文字の後に続けて使用した白米の精米歩合を 1%未満の端数を切り捨てた数値により表示す るものとし、精米歩合の異なる複数の白米を使 用した場合には、精米歩合の数値の一番大きい ものを表示するものとする。この場合において、 使用した白米の区分(酒母米、こうじ米、かけ 米等の区分をいう。)ごとに精米歩合を表示す る場合には、その区分ごとに、精米歩合の数値 の一番大きいものを表示するものとする。

(表示例)

1 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70% のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒 の場合

「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こ うじ米65% かけ米70%」

2 精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70% のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒 と精米歩合63%のこうじ米と精米歩合68% のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒 を混和した場合

「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こ うじ米65% かけ米70%」

ロ~ホ (同左)

(4)・(5) (同左)

4 酒類における有機の表示基準の取扱い等

酒類における有機の表示基準(平成12年12月国税庁告示第7号。以下この4において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。

(1)・(2) (省略)

(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準 イ 表示基準2の(1)「原材料」について

(4) (省略)

(ロ) 表示基準2の(1)の口に規定する「当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類で第1号から第3号の規定に該当することについての証明があるもの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面及び資料(以下「書面等」という。)が添付されているものをいう。

なお、当該酒類が<u>日本農林規格等に関する法</u> (昭和25年法律第175号。以下この5において 「JAS法」という。)に規定する格付制度と 同等の制度を有する国から輸入されたものであ るときは、表示基準4に規定する証明書の添付 によることができる。

(ハ)・(二) (省略)

口 (省略)

ハ 表示基準2の(3)「製造その他の工程に係る管理」 について

(1)・(1) (省略)

(ハ) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。

ただし、JAS法<u>第14条</u>《登録認<u>証</u>機関の登録》の規定に基づき有機加工食品に係る登録認 証機関の登録を受けた者(以下「登録認<u>証</u>機関」 という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検 査を依頼し、当該登録認<u>証</u>機関から表示基準を 満たしている旨の証明(当該登録認<u>証</u>機関が行 う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた 酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定め る基準を満たすものとして取り扱う。

A~C (省略)

改正前

酒類における有機の表示基準(平成12年12月国税庁告示第7号。以下この4において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。

(1)・(2) (同左)

(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準 イ 表示基準2の(1)「原材料」について

(4) (同左)

(ロ) 表示基準2の(1)の口に規定する「当該酒類の 製造場に移入し、又は引き取った酒類で第1号 から第3号の規定に該当することについての証 明があるもの」とは、当該酒類の送り状等に当 該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たし ていることを確認することができる書面及び資 料(以下「書面等」という。)が添付されてい るものをいう。

なお、当該酒類が農林物資の規格化等に関す <u>る法律</u>(昭和25年法律第175号。以下この5において「JAS法」という。)に規定する格付制 度と同等の制度を有する国から輸入されたもの であるときは、表示基準4に規定する証明書の 添付によることができる。

(ハ)・(ニ) (同左)

口 (同左)

ハ 表示基準2の(3)「製造その他の工程に係る管理」 について

(イ)・(□) (同左)

(n) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。

ただし、JAS法<u>第16条</u>《登録認<u>定</u>機関の登録》の規定に基づき有機加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者(以下「登録認<u>定</u>機関」という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認<u>定</u>機関から表示基準を満たしている旨の証明(当該登録認<u>定</u>機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取り扱う。

A~C (同左)

ニ (省略)

- (4) (省略)
- (5) 表示基準 4 「輸入酒類に係る取扱い」について イ 「<u>日本農林規格等に関する法律</u>に規定する格付 制度と同等の制度を有する国」とは、JAS法<u>第</u> <u>12条</u>第 2 項<u>《輸入業者による格付の表示》</u>の規定 に基づき農林水産省令で定められた国をいう。

ロ~ニ (省略)

- (6) (省略)
- (7) 表示基準の附則2の取扱い

「当該農産物等が有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合」とは、登録認定機関又は生産工程管理者(農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成29年法律第70号)による改正前の日本農林規格等に関する法律第14条第2項《製造者等の行う格付》の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関による認定を受けた者)から当該農産物等が有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることを証明する書面の交付を受け、当該書面を酒類製造者において保存している場合をいう。

6 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準(以下この6において「表示基準」という。)の取扱いは、次による。

(1) 表示基準の意義

アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、酒類の容器又は包装等に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示させるとともに、酒類小売販売場における酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等を表示させること等によって、20歳未満の者が酒類を誤って購入することを防止するとともに、酒類販売業者及び消費者に対して20歳未満の者の飲酒防止に関する啓発を図り、もって20歳未満の者の飲酒の防止等に資するものである。

(2) 酒類の容器等に対する「20歳未満の者の飲酒は法律

改正前

ニ (同左)

- (4) (同左)
- (5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について イ 「<u>農林物資の規格化等に関する法律</u>に規定する 格付制度と同等の制度を有する国」とは、JAS 法<u>第15条の2《輸入業者による格付の表示》</u>第2 項の規定に基づき農林水産省令で定められた国を

ロ~ニ (同左)

(6) (同左)

いう。

(7) 表示基準の附則2の取扱い

「当該農産物等が有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合」とは、登録認定機関又は生産工程管理者(JAS法第14条《製造者等の行う格付》第2項の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関による認定を受けた者)から当該農産物等が有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることを証明する書面の交付を受け、当該書面を酒類製造者において保存している場合をいう。

6 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い

未成年者の飲酒防止に関する表示基準(<u>平成元年11月</u> 国税庁告示第9号。以下この6において「表示基準」という。)の取扱いは、次による。

(1) 表示基準の意義

アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、酒類の容器又は包装等に「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示させるとともに、酒類小売販売場における酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等を表示させること等によって、<u>未成年者</u>が酒類を誤って購入することを防止するとともに、酒類販売業者及び消費者に対して<u>未成年者</u>の飲酒防止に関する啓発を図り、もって<u>未成年者</u>の飲酒の防止等に資するものである。

(2) 酒類の容器等に対する「未成年者の飲酒は法律で禁

で禁止されている」旨の表示の取扱い

表示基準1に規定する「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の20歳未満の者の飲酒防止に資する文言を表示することをいい、「これはお酒です」又は「お酒はゆっくり適量を」といった酒類である旨又は適正な飲酒を喚起する旨の文言は含まれないのであるから留意する。

(3) • (4) (省略)

- (5) 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は 「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢で あることを確認できない場合には酒類を販売しない」 旨の表示の取扱い
 - イ 表示基準4に規定する「酒類の売場である」又は 「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢 であることを確認できない場合には酒類を販売しな い」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表 示することをいい、陳列されている酒類が特定の品 目の酒類である場合については、「酒」又は「酒類」 の文言に代えて当該品目の名称を用いることとして 差し支えない。

(4) (省略)

(ロ) 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示

「20歳以上の者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「20歳未満の者ではないと確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中20歳未満の者には酒類を販売しません」、「年齢を確認の上、20歳以上の者のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び20歳未満の者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいい、細かな表現までを限定するものではないことに留意する。

口 (省略)

(6) • (7) (省略)

(8) 「自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう明瞭に表示する」の取扱い

イ (省略)

止されている」旨の表示の取扱い

表示基準1に規定する「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の<u>未成年者</u>の飲酒防止に資する文言を表示することをいい、「これはお酒です」又は「お酒はゆっくり適量を」といった酒類である旨又は適正な飲酒を喚起する旨の文言は含まれないのであるから留意する。

(3) • (4) (同左)

- (5) 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は 「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢で あることを確認できない場合には酒類を販売しない」 旨の表示の取扱い
 - イ 表示基準4に規定する「酒類の売場である」又は 「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢 であることを確認できない場合には酒類を販売しな い」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表 示することをいい、陳列されている酒類が特定の品 目の酒類である場合については、「酒」又は「酒類」 の文言に代えて当該品目の名称を用いることとして 差し支えない。

(引) (同左)

(II) 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示

「成年者(成人)と確認できない場合は酒類を販売しません」、「未成年者ではないと確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中未成年者には酒類を販売しません」、「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいい、細かな表現までを限定するものではないことに留意する。

ロ(同左)

(6) • (7) (同左)

(8) 「自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう<u>明りょう</u>に表示する」の取扱い

イ (同左)

ロ 表示基準6の(1)に規定する「20歳未満の者の飲酒 は法律で禁止されている」旨の表示は、同(3)に規定 する「販売停止時間」と併記して表示する。

なお、「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されています」又は「法律で<u>20歳未満の者</u>の飲酒は禁止されています」等の<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止に資する文言を表示することをいう。

ハ・ニ (省略)

- (9) (省略)
- (10) 酒類の通信販売における「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法 律で禁止されている」又は「<u>20歳未満の者</u>に対しては 酒類を販売しない」旨の表示の取扱い

表示基準7に規定する「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されている」又は「<u>20歳未満の者</u>に対しては酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいう。

イ 「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されている」 旨の表示

「<u>20歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の<u>20歳未満</u>の者の飲酒防止に資する文言

ロ 「<u>20歳未満の者</u>に対しては酒類を販売しない」旨 の表示

「20歳未満の者への酒類の販売はいたしておりません」又は「20歳未満の者の方の酒類のお申込みはお受けできません」等の20歳未満の者に酒類を購入できないことを認識させる文言

(11)~(13) (省略)

第86条の9 酒類販売管理者

第1項関係

4 酒類販売管理者が行う助言又は指導

酒類販売管理者が行わなければならない助言又は指導の主なものは、次のとおりである。

(1) 酒類小売業者に対する助言

イ <u>二十歳未満の者</u>の飲酒防止に関する表示基準を はじめ、酒類の販売業務を行うに当たって遵守す べき法令に基づいた適正な販売管理の確保を図る 改正前

ロ 表示基準6の(1)に規定する「<u>未成年者</u>の飲酒は法 律で禁止されている」旨の表示は、同(3)に規定する 「販売停止時間」と併記して表示する。

なお、「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」 旨の表示とは、例えば、「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で 禁止されています」又は「法律で<u>未成年者</u>の飲酒は 禁止されています」等の<u>未成年者</u>の飲酒防止に資す る文言を表示することをいう。

ハ・ニ (同左)

- (9) (同左)
- (10) 酒類の通信販売における「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」又は「<u>未成年者</u>に対しては酒類を販売しない」旨の表示の取扱い

表示基準7に規定する「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」又は「<u>未成年者</u>に対しては酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいう。

イ 「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨の 表示

「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の<u>未成年者</u>の飲酒 防止に資する文言

ロ 「<u>未成年者</u>に対しては酒類を販売しない」旨の表示

「<u>未成年者</u>への酒類の販売はいたしておりません」又は「<u>未成年者</u>の方の酒類のお申込みはお受けできません」等の<u>未成年者</u>に酒類を購入できないことを認識させる文言

(11)~(13) (同左)

第86条の9 酒類販売管理者

第1項関係

4 酒類販売管理者が行う助言又は指導

酒類販売管理者が行わなければならない助言又は指導の主なものは、次のとおりである。

- (1) 酒類小売業者に対する助言
 - イ <u>未成年者</u>の飲酒防止に関する表示基準をはじめ、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき 法令に基づいた適正な販売管理の確保を図るため

ための必要な措置に関する事項

口 (省略)

(2) 使用人その他の従業者に対する指導

イ <u>20歳未満</u>と思われる者に対する年齢確認の実施 及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売 業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事 項

口 (省略)

5 酒類販売管理研修の意義

酒類販売管理研修は、酒類販売管理者が、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって酒類の小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものである。

第9項関係

2 組合規則第11条の18第<u>1</u>項《標識の掲示》の取扱い 「インターネットその他の公衆の閲覧に供する方 法」とは、インターネットのウェブサイト等の見やす

い場所に、閲覧に供すべき事項を一体的に表示するものとする。

改 正 前

の必要な措置に関する事項

口 (同左)

(2) 使用人その他の従業者に対する指導

イ <u>未成年者</u>と思われる者に対する年齢確認の実施 及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売 業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事 項

口 (同左)

5 酒類販売管理研修の意義

酒類販売管理研修は、酒類販売管理者が、<u>未成年者</u>と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって酒類の小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものである。

第9項関係

2 組合規則第11条の18第2項《標識の掲示》の取扱い

「インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法」とは、インターネットのウェブサイト等の見やすい場所に、閲覧に供すべき事項を一体的に表示するものとする。